

国立メディア芸術総合センター（仮称）の基本計画の策定に向けて

当設立準備委員会としては、今後、次のような方針で、基本計画の策定に当たるものとする。

1. 施設の必要性和機能

「メディア芸術」とは、映画、マンガ、アニメ、ゲーム、メディアアート等を包含する我が国独自の芸術表現である。

現在、我が国のメディア芸術は世界中で高い評価を得ているが、今後、我が国のソフトパワーを高め、国際的な地位向上を図るためには、このメディア芸術を日本の優れた文化として国内外に発信する拠点である「国立メディア芸術総合センター（仮称）」を設立することが必要である。また、中国、韓国などのアジアの近隣諸国は、国を挙げてこの分野の振興に取り組んでおり、我が国としても、アジアの拠点としての存在感を高める必要に迫られている。

これまでの当設立準備委員会の議論においては、このように、政策の必要性・重要性自体については意見の一致をみたところである。

センターでは、メディア芸術全般を対象に、

- ① 優れた作品の展示、紹介
 - ② 作品、関連資料等の収集・保存
 - ③ 我が国の将来を担うクリエイターの育成
 - ④ メディア芸術の最先端の動向等についての調査研究
- 等の機能を果たすべきであり、今後、各委員及び広く国民から寄せられた提案を踏まえ、これら各機能ごとの具体的な事業内容とそれを実現するための施設内容・規模、管理運営方法などを盛り込んだ「基本計画」を策定する。

2. 施設の建設形態等

その際、国会等における指摘も踏まえ、国立メディア芸術総合センター（仮称）の設置に当たっては、ソフトの充実を重視することとし、幅広い意見・提案を受け入れ、対応していくこととする。

具体的には、

- ① 施設の建設形態については、お台場における建物の新設にこだわらず、既存の施設の改修や合築等を含めて、我が国のメディア芸術の発信拠点としてふさわしい立地、形態を柔軟に検討する。
- ② 事業内容については、経済産業省や外務省、観光庁等との連携協力を進め、文化の振興のみならず、コンテンツ産業の振興、文化外交の進展、観光の振興に資するような内容とする。

方向で、検討を進める。

平成21年7月24日

国立メディア芸術総合センター（仮称）設立準備委員会